

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第51号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第13条第1号イ中「支給」の次に「、同法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同条第4号の2中「応答に関する事務」の次に「、同法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務」を加える。

第36条第4号の2中「応答に関する事務」の次に「、同法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。